

(3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ②

エ 生活保護業務の実施方針の策定

- ◎ 総務省の行政評価・監視(平成20年8月)において、当省に対し、生活保護業務に関し、「福祉事務所の現状及び課題の把握を踏まえた的確な実施方針の策定を一層徹底するよう、必要な助言を行う必要がある」との勧告。
→ 実施方針の策定の趣旨を再度理解の上、管内実施機関に対しては、その周知を図るとともに、的確な実施方針を策定されるよう助言されたい。

オ 課税調査の徹底及び早期実施

- ◎ 会計検査院より、課税調査の遅れ、その後の不適切な事務処理などにより、未申告の就労収入が適正に収入認定されなかった事例について、改善の必要がある旨指摘。
→ 各自治体においては、次の事項に留意し改善に努められたい。(平成20年10月6日通知済み)
 - ① 事業計画において、課税調査を6月以降速やかに実施することを明記し、早期の調査を実施。調査の結果、収入が判明した場合には、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速に処理。
 - ② 課税調査を的確に行う点検体制を整備。